

第3次宝達志水町地球温暖化対策実行計画

(2019年度～2030年度)

石川県宝達志水町

目次

第1章 背景	1
第2章 基本的事項	2
1 計画目的	2
2 対象とする範囲	2
3 対象とする温室効果ガス	2
4 対象期間	2
第3章 温室効果ガスの排出状況及び削減目標	3
1 基準年度の温室効果ガス排出量	3
2 要因別の排出状況	3
3 温室効果ガス総排出量の推移	4
4 削減目標	4
第4章 具体的な取組	4
1 施設設備の改善等	4
2 物品購入等	5
3 その他の取組	5
第5章 推進・点検体制	6
1 推進体制	5
2 点検体制	6
3 進捗状況の公表	6

第1章 背景

地球温暖化は、地球表面の大気や海洋の平均温度が長期的に上昇する現象であり、我が国においても異常気象による被害の増加、農作物や生態系への影響等が予測されています。地球温暖化の主因は人為的な温室効果ガスの排出量の増加であるとされており、低炭素社会の実現に向けた取組が求められています。

国際的な動きとしては、2015年12月に、国連気候変動枠組条約第21回締約国会議（COP21）がフランス・パリにおいて開催され、新たな法的枠組みである「パリ協定」が採択されました。これにより、世界の平均気温の上昇を産業革命から2.0℃以内にとどめるべく、すべての国々が地球温暖化対策に取り組んでいく枠組みが構築されました。

我が国では、1998年に地球温暖化対策の推進に関する法律（平成10年法律第117号）（以下「地球温暖化対策推進法」といいます。）が制定され、国、地方公共団体、事業者、国民が一体となって地球温暖化対策に取り組むための枠組みが定められました。同法により、すべての市町村が、地方公共団体実行計画を策定し、温室効果ガス削減のための措置等に取り組むよう義務づけられています。

2016年には、地球温暖化対策計画（平成28年5月13日閣議決定）（以下「地球温暖化対策計画」といいます。）が閣議決定され、我が国の中期目標として、温室効果ガス排出量を2030年度に2013年度比で26.0%減とすることが掲げられました。また、中期目標の達成に向けた部門別の対策・施策が掲げられており、中でも業務その他部門については、目標達成のためには約40%削減する必要があるとされています。同計画においても、地方公共団体には、その基本的な役割として、地方公共団体実行計画を策定し実施するよう求められています。

本町においても、公共施設への太陽光発電の導入を進めること等を始めとして、地球温暖化の防止に向けた取組を推進していきます。

第2章 基本的事項

1 計画目的

「宝達志水町地球温暖化対策実行計画」（以下「実行計画」といいます。）は、地球温暖化対策の推進に関する法律（以下「地球温暖化対策推進法」といいます。）第21条第1項に基づき、地球温暖化対策計画に即して、宝達志水町が実施している事務及び事業に関し、省エネルギー・省資源、廃棄物の減量化などの取組を推進し、温室効果ガスの排出量を削減することを目的とします。

2 対象とする範囲

実行計画の対象範囲は、本庁及び出先機関を含めたすべての機関に係る事務・事業とします。

なお、指定管理制度等により、外部委託を実施している事務・事業も原則対象とします。

3 対象とする温室効果ガス

実行計画が対象とする温室効果ガスは、地球温暖化対策推進法第2条第3項に掲げる7種類の物質のうち、排出量の多くを占めている二酸化炭素（CO₂）とします。

4 対象期間

実行計画の期間は、2019年度から2030年度末までを計画期間とし、基準年度は2013年度とします。また、計画開始から5年後の2023年度に計画の見直しを行います。その他、計画期間の取り組み状況や技術の進歩、社会情勢の変化等を踏まえ、必要に応じて見直しを行います。

第3章 温室効果ガスの排出状況及び削減目標

1 基準年度の温室効果ガス排出量

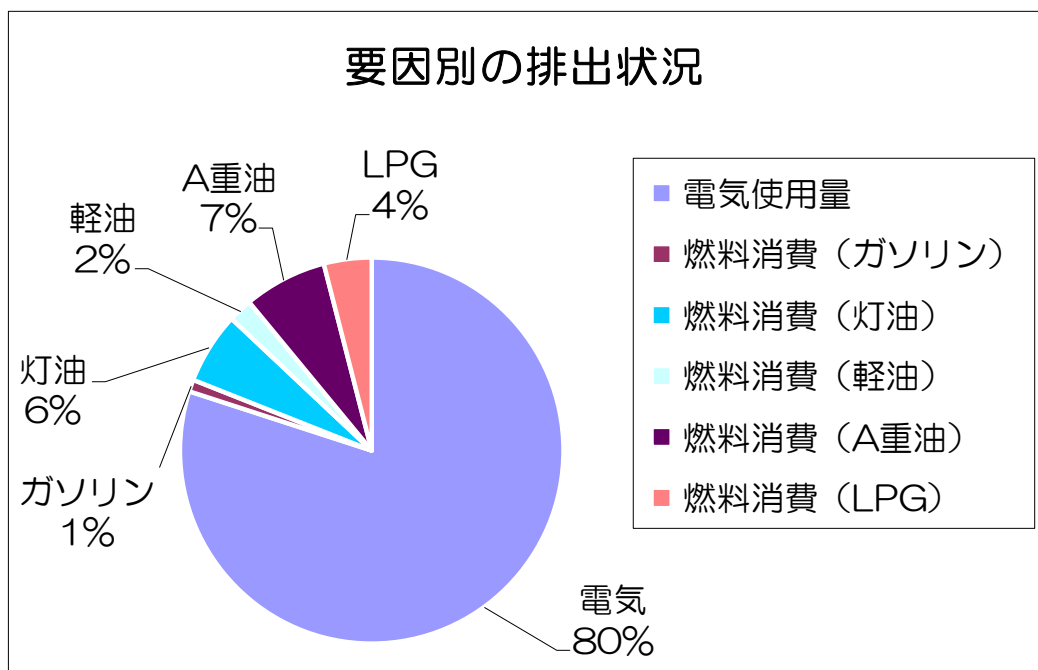
本町の事務・事業に伴う温室効果ガス総排出量は、基準年度である2013年度において、4,165,065 kg-CO₂となっています

区 分	排出量 (kg-CO ₂)
温室効果ガス (CO ₂)	4,165,065 kg-CO ₂

2 要因別の排出状況

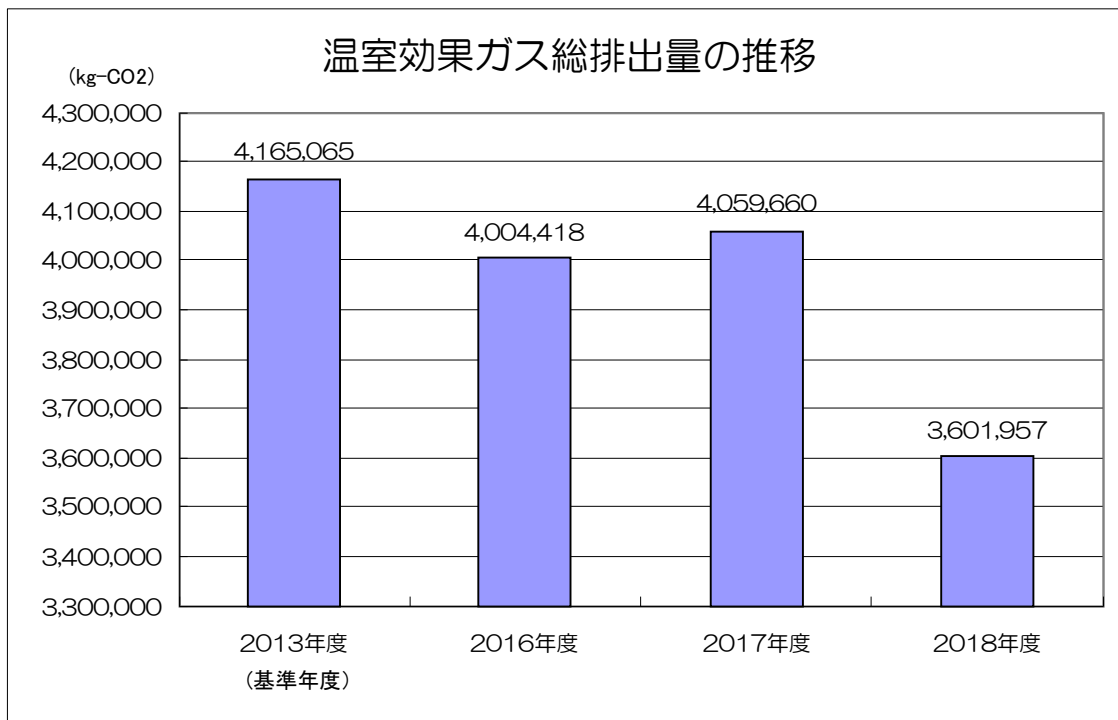
基準年度である2013年度の温室効果ガス排出量を排出要因別に見ると、電気の使用に伴って排出される温室効果ガスが全体の80%を占め、次いでA重油の使用が7%、灯油の使用が6%と続いています。

項 目		温室効果ガス 排出量(kg-CO ₂)	比率(%)	排出係数
燃 料	ガソリン	50,414	1	2,320
	灯油	263,549	6	2,490
	軽油	68,951	2	2,580
	A重油	306,188	7	2,710
	液化石油ガス(LPG)	146,102	4	6,600
電 気		3,329,861	80	0,663
合 計		4,165,065	100	



3 温室効果ガス総排出量の推移

本町の事務・事業に伴う温室効果ガスの総排出量は、以下のとおりとなっています。



4 削減目標

2013年度を基準年度として、計画期間の最終年度である年度の温室効果ガス排出量を、40%削減することを目指します。

区分	基準年度排出量 2013年度	削減目標	目標年度排出量 2030年度
温室効果ガス排出量	4,165,065kg-CO ₂	40%	2,499,039kg-CO ₂

第4章 具体的な取組

温室効果ガスの排出要因である、電気使用量と灯油・重油・ガソリンなどの燃料使用量の削減に重点的に取り組めます。

1 施設設備の改善等

- 施設の新築、改築をする時は、環境に配慮した工事を実施するとともに、環境負荷の低減に配慮した施設等を整備し、適正な管理に努めます。
- 断熱性能に優れた窓ガラス（ペアガラス、二重ガラス等）を導入します。

- ・街路灯、防犯灯、施設照明等のLED化を進めます。
- ・公用車の更新時に、低燃費車やハイブリットカー等の環境負荷が少ない車両の導入を図ります。
- ・公共施設の緑化を推進します。

2 物品購入等

- ・電気製品等の物品の新規購入、レンタルをする時には、省エネルギータイプで環境負荷の少ないものの購入に努めます。
- ・事務用品は、詰め替えやリサイクル可能な消耗品を購入します。
- ・環境ラベリング（エコマーク、グリーンマーク等）対象製品を購入します。

3 その他の取組

①施設冷暖房燃料使用量の削減

- ・冷房28℃、暖房20℃を目安に、適切な温度管理を徹底します。
- ・クールビズ、ウォームビズを推進します。
- ・冷暖房効果向上のため、ブラインドを活用します。

②電気使用量の削減

- ・効果的・計画的な事務処理に努め、夜間の残業の削減を図り照明の点灯時間の削減に努めます。
- ・昼休みの消灯や時間外の不必要箇所の消灯を行います。
- ・トイレ、会議室等に利用者がいない場合は消灯します。
- ・退庁時に身の回りの電気器具の電源が切られていることを確認します。
- ・OA機器等の電源をこまめに切るように努めます。

③公用車燃料使用量の削減

- ・急発進、急加速をせず、エコドライブを実践します。
- ・車両を適正に整備・管理し、排気ガスの削減に努めます。
- ・公用車から離れる時は必ずエンジンを切り、無駄なアイドリングは控えます。

④ゴミの減量、リサイクル

- ・物品の再利用や修理による長期利用に努め、ゴミの減量化を図ります。
- ・廃棄物の分別排出の徹底に努めます。
- ・使い捨て容器の購入は極力控えます。

⑤食品ロス削減の推進

- ・3010（サンマルイチマル）運動を推進し、食べ残しを減らします。
- ・飲食店と連携し、食べ残しゼロを推進します。
- ・出前講座等を開催し、食品ロス削減の普及、啓発に努めます。

⑥用紙類

- ・両面印刷、裏面コピーを徹底し、用紙の削減に努めます。
- ・リサイクル用紙の購入に努めます。
- ・電子メールを活用します。
- ・FAX送信票を省略又は裏面印刷にして使用します。

⑦水道

- ・日常的に節水を心がけます。
- ・自動水栓、節水コマなどの節水型機器の導入に努めます。
- ・トイレに擬音機器を導入します。

⑧環境保全に関する意識向上、率先実行の推進

- ・職員向けに環境保全研修等を行います。
- ・ノー残業デーなど、環境保全を奨励する日を設けます。
- ・職員が参加出来る環境保全活動について、必要な情報提供を行います。

⑨再生可能エネルギーの導入

- ・太陽光発電などの再生可能エネルギーを施設や公園等に導入します。

第5章 推進・点検体制及び進捗状況の公表

1. 推進体制

「推進本部」「推進担当者」「事務局」を設け、計画の着実な推進と進行管理を行います。

(1) 推進本部

推進本部の本部長は町長とし、副本部長は副町長及び教育長とし、その他、管理職等の構成員をもって組織します。

計画の策定、見直し及び計画の推進点検を行います。

(2) 推進担当者

各課及び各出先機関に1名以上の「推進担当者」を置く。「推進担当者」は計画の推進及び進捗状況を把握しつつ、事務局と点検し、計画の総合的な推進を図ります。

(3) 事務局

事務局を住民課に置き、計画全体の推進及び進捗状況を把握し、総合的な進行管理を行います。

2 点検体制

「事務局」は、「推進担当者」をとおり、定期的に進捗状況の把握を行い、「推進本部」において年1回の点検評価を行います。

3 進捗状況の公表

計画の進捗状況、点検評価結果及び、直近年度の温室効果ガス排出量については、年1回町ホームページ等により公表します。

(対象施設一覧)

施設名	施設名
役場庁舎	相見保育所
宝達志水町消防団研修施設	南部保育所
宝達志水病院	中央保育所
敷浪駅駐車場	押水第一小学校
宝達駅東口コミュニティプラザ	宝達小学校
休養施設(山の龍宮城)	相見小学校
伝説の森公園(モーゼパーク)	樋川小学校
ふれあいプラザ	志雄小学校
未森城址公園トイレ	宝達中学校
今浜海浜公園トイレ	協業センター
宝達山登山口東間トイレ	生涯学習センター(さくらドーム21)
宝達山頂公園トイレ	蓮華山相撲場
奉祖見霊園	北部軽スポーツセンター
あそびんだ公園	白虎山公園簡易野球場
であいの広場	白虎山公園軽スポーツセンター
中央公園	宝達志水多目的運動広場
古墳公園	宝達志水野球場
志雄PA	宝達志水スポーツセンター
水道施設	宝達志水総合体育館
下水道施設	宝達志水武道館
農業集落排水施設	宝達志水テニスコート
町民センター(アステラス)	埋蔵文化財センター
しお児童クラブ	岡部家
老人福祉センター(宝寿荘)	喜多家
北大海第一保育所	